

# 5号(イ)

# 認定の条件と必要書類等について

H26/10/1 ~

## ■ 5号(イ)認定の対象者及び要件 (次の1, 2すべての要件を同時に満たす事業者)

1. 法人の本店登記場所(個人事業者は所得税確定申告書に記載のある事業所)があさぎり町であること
2. 全体の売上高と指定業種に属する売上高がともに5%以上減少することによって経営の安定に支障が生じている中小企業であること。

ただし、具体的な要件には①、②および③の3通りがあります。詳細は別紙でご確認ください。

(※注: 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定業種は、官報(HPを含む)に告示されます。自社の事業が指定業種に属するか否かが分からない場合は、代表者が事業の全体が分かる方にお越しいただき、窓口にて確認します。)

## ■ 5号(イ)認定申請に必要な提出書類は次のとおりです。

※認定要件に該当しない場合の他、下記の必要書類の不足や事業が確認できない場合も認定できません。

<input type="checkbox"/>	1 履歴事項全部証明書 3か月以内のもの(提出は写しも可だが、必ず原本も持参すること) ※個人事業者は所得税確定申告書及び青色申告決算書(または収支内訳書)の控えと全部の写し																								
<input type="checkbox"/>	2 最新の法人税確定申告書の会社控の原本(確認後お返しします)																								
<input type="checkbox"/>	3 あさぎり町住民税の納税証明書(または直近のあさぎり町住民税の領収書の写し)																								
<input type="checkbox"/>	4 会社概要・会社案内など業種や事業内容が具体的にわかる資料(様式自由)																								
<input type="checkbox"/>	5 許認可等が必要な業種の場合は、すべての「許認可証および変更届等」の写し																								
<input type="checkbox"/>	6 第5号(イ)認定申請書(5号(イ)①、②、③の3種類があります) 認定書1通につき、申請書を2通提出してください。																								
<input type="checkbox"/>	7 会社の実印およびゴム印持参(申請書には、実印の押印が必要です)																								
<input type="checkbox"/>	8 月別試算表等の月別の売上高がわかる計数資料の写し(最近及び前年の指定年度の経費まで判るもの) (月別試算表/月別合計残高試算表/月別損益計算書その他帳票の名称は問いませんが、客観性に乏しい資料(月別売上高のみを記載したもの、社名がないなど申請者の管理資料であることが確認できないものなど)では認定できないのでご注意ください。) ●月別試算表等の指定年度(重要) <一例>																								
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">□10月1日から10月31日までの間に申請する場合(①または②/いずれも単月分が必要です)</td> </tr> <tr> <td>①【最近】26年6月分・7月分・8月分 【前年】25年6月分・7月分・8月分</td> <td>②【最近】26年7月分・8月分・9月分 【前年】25年7月分・8月分・9月分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">□11月4日から11月28日までの間に申請する場合(③または④/いずれも単月分が必要です)</td> </tr> <tr> <td>③【最近】26年7月分・8月分・9月分 【前年】25年7月分・8月分・9月分</td> <td>④【最近】26年8月分・9月分・10月分 【前年】25年8月分・9月分・10月分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">□12月1日から12月26日までの間に申請する場合(⑤または⑥/いずれも単月分が必要です)</td> </tr> <tr> <td>⑤【最近】26年8月分・9月分・10月分 【前年】25年8月分・9月分・10月分</td> <td>⑥【最近】26年9月分・10月分・11月分 【前年】25年9月分・10月分・11月分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">□1月5日から1月30日までの間に申請する場合(⑦または⑧/いずれも単月分が必要です)</td> </tr> <tr> <td>⑦【最近】26年9月分・10月分・11月分 【前年】25年9月分・10月分・11月分</td> <td>⑧【最近】26年10月分・11月分・12月分 【前年】25年10月分・11月分・12月分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">□2月2日から2月27日までの間に申請する場合(⑨または⑩/いずれも単月分が必要です)</td> </tr> <tr> <td>⑨【最近】26年10月分・11月分・12月分 【前年】25年10月分・11月分・12月分</td> <td>⑩【最近】26年11月分・12月分・27年1月分 【前年】25年11月分・12月分・26年1月分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">□3月2日から3月31日までの間に申請する場合(⑪または⑫/いずれも単月分が必要です)</td> </tr> <tr> <td>⑪【最近】26年11月分・12月分・27年1月分 【前年】25年11月分・12月分・26年1月分</td> <td>⑫【最近】26年12月分・27年1月分・2月分 【前年】25年12月分・26年1月分・2月分</td> </tr> </table>	□10月1日から10月31日までの間に申請する場合(①または②/いずれも単月分が必要です)		①【最近】26年6月分・7月分・8月分 【前年】25年6月分・7月分・8月分	②【最近】26年7月分・8月分・9月分 【前年】25年7月分・8月分・9月分	□11月4日から11月28日までの間に申請する場合(③または④/いずれも単月分が必要です)		③【最近】26年7月分・8月分・9月分 【前年】25年7月分・8月分・9月分	④【最近】26年8月分・9月分・10月分 【前年】25年8月分・9月分・10月分	□12月1日から12月26日までの間に申請する場合(⑤または⑥/いずれも単月分が必要です)		⑤【最近】26年8月分・9月分・10月分 【前年】25年8月分・9月分・10月分	⑥【最近】26年9月分・10月分・11月分 【前年】25年9月分・10月分・11月分	□1月5日から1月30日までの間に申請する場合(⑦または⑧/いずれも単月分が必要です)		⑦【最近】26年9月分・10月分・11月分 【前年】25年9月分・10月分・11月分	⑧【最近】26年10月分・11月分・12月分 【前年】25年10月分・11月分・12月分	□2月2日から2月27日までの間に申請する場合(⑨または⑩/いずれも単月分が必要です)		⑨【最近】26年10月分・11月分・12月分 【前年】25年10月分・11月分・12月分	⑩【最近】26年11月分・12月分・27年1月分 【前年】25年11月分・12月分・26年1月分	□3月2日から3月31日までの間に申請する場合(⑪または⑫/いずれも単月分が必要です)		⑪【最近】26年11月分・12月分・27年1月分 【前年】25年11月分・12月分・26年1月分	⑫【最近】26年12月分・27年1月分・2月分 【前年】25年12月分・26年1月分・2月分
□10月1日から10月31日までの間に申請する場合(①または②/いずれも単月分が必要です)																									
①【最近】26年6月分・7月分・8月分 【前年】25年6月分・7月分・8月分	②【最近】26年7月分・8月分・9月分 【前年】25年7月分・8月分・9月分																								
□11月4日から11月28日までの間に申請する場合(③または④/いずれも単月分が必要です)																									
③【最近】26年7月分・8月分・9月分 【前年】25年7月分・8月分・9月分	④【最近】26年8月分・9月分・10月分 【前年】25年8月分・9月分・10月分																								
□12月1日から12月26日までの間に申請する場合(⑤または⑥/いずれも単月分が必要です)																									
⑤【最近】26年8月分・9月分・10月分 【前年】25年8月分・9月分・10月分	⑥【最近】26年9月分・10月分・11月分 【前年】25年9月分・10月分・11月分																								
□1月5日から1月30日までの間に申請する場合(⑦または⑧/いずれも単月分が必要です)																									
⑦【最近】26年9月分・10月分・11月分 【前年】25年9月分・10月分・11月分	⑧【最近】26年10月分・11月分・12月分 【前年】25年10月分・11月分・12月分																								
□2月2日から2月27日までの間に申請する場合(⑨または⑩/いずれも単月分が必要です)																									
⑨【最近】26年10月分・11月分・12月分 【前年】25年10月分・11月分・12月分	⑩【最近】26年11月分・12月分・27年1月分 【前年】25年11月分・12月分・26年1月分																								
□3月2日から3月31日までの間に申請する場合(⑪または⑫/いずれも単月分が必要です)																									
⑪【最近】26年11月分・12月分・27年1月分 【前年】25年11月分・12月分・26年1月分	⑫【最近】26年12月分・27年1月分・2月分 【前年】25年12月分・26年1月分・2月分																								
<input type="checkbox"/>	9 指定様式による売上高明細表(5号(イ)①、②、③の3種類があります) (記入例をご参照のうえ、事前に計算してきてください。)																								

## ■ 認定窓口・問合せ先

- ① 認定窓口 : あさぎり町役場商工観光課商工係窓口
- ② 受付時間 : 午前8時45分~11時、午後1時~4時
- ③ 問合せ : あさぎり町役場商工観光課 商工係  
電話番号 : 0966-45-7220 (直通)

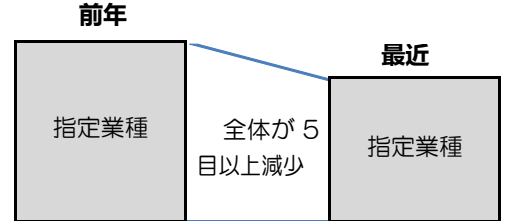
## ①業種がすべて、「指定業種」のとき (5号(イ) ①)

「全体」の売上が、前年同月比で5%以上減少していることが条件です。

(前年3か月の「全体」売上高 - 最近3か月の「全体」売上高) ÷ 前年3か月の「全体」売上高 ≥ 5%

- ✓ 業種がひとつの場合も、ここに含まれます。

➡ 5号(イ)の①  
「売上高明細表」で計算してください。



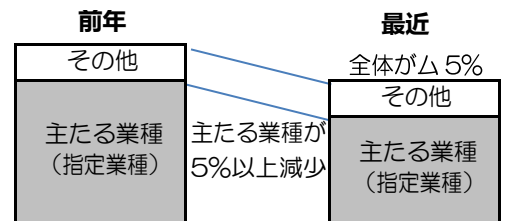
## ②主たる業種が、「指定業種」のとき (5号(イ) ②)

「主たる業種」の売上と、「全体」の売上の、それぞれが前年同月比で5%以上減少していることが条件です。

- ⑧ (前年3か月の「主たる業種」売上 - 最近3か月の「主たる業種」売上) ÷ 前年3か月の「主たる業種」売上 ≥ 5%
- ⑥ (前年3か月の「全体」売上 - 最近3か月の「全体」売上) ÷ 前年3か月の「全体」売上 ≥ 5%

- ✓ 原則として、1年間の売上が最も多い業種を、「主たる業種」とします。

➡ 5号(イ)の②  
「売上高明細表」で計算してください。



## ③複数の業種があり、「指定業種」もあるとき (5号(イ) ③)

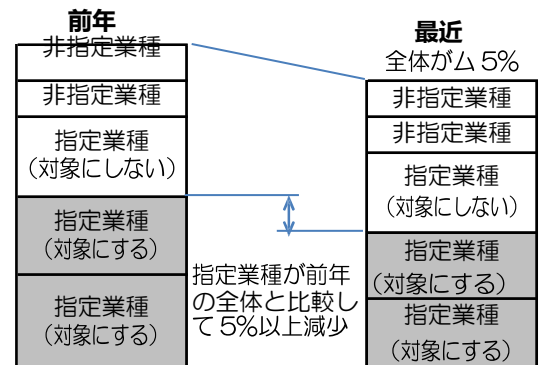
「指定業種」の売上合計と、「全体」の売上の、それぞれが前年同月比で全体の5%減少していることが条件です。

- ⑥ (前年3か月の「指定業種」売上計 - 最近3か月の「指定業種」売上計) ÷ 前年3か月の「全体」売上 ≥ 5%
- ⑥ (前年3か月の「全体」売上 - 最近3か月の「全体」売上) ÷ 前年3か月の「全体」売上 ≥ 5%

注：上記の②の⑧とは、分母が異なります。

- ✓ 「指定業種」が複数あった場合、どれを「指定業種」として申請するかは自由です。

➡ 5号(イ)の③  
「売上高明細表」で計算してください。



### 「指定業種」の確認

「日本産業分類標準」に基づき、経済産業省が指定しています。

- ✓ インターネットで「セーフティネット」というキーワードで検索して下さい。